

入湯税の税率の一部引上げ改定(案)について

1 入湯税の概要

入湯税は、鉱泉浴場所在の市町村が環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設、消防施設などの整備及び観光振興(観光施設整備を含む。)に要する費用に充てるため、鉱泉浴場の入湯客に課する目的税です。(地方税法第 701 条)。

入湯税の税率は、入湯客1人1日について 150 円が標準税率と定められていますが(地方税法第 701 条の2)、一方で、財政上その他必要があると認めるときはこれによることを要しないとされています(地方税法第1条第1項第5号)。

また、入湯税の納税は、鉱泉浴場の経営者が入湯客から徴収し、市町村に申告納付する特別徴収の方法によって行われています(地方税法第 701 条の3)。

2 本市の入湯税の現状

本市における入湯税は、昭和 55 年に標準税率の 150 円にて創設され、旧大滝村と合併した平成 18 年3月に、当時同村が定めていた入湯税を例として、一般入湯客、修学旅行の学生入湯客(高校生以上)及び療養のため7日以上滞在する湯治客の3つの区分により、一般入湯客は宿泊1泊について150円の標準税率とする一方で、日帰りは50円、学生入湯客は宿泊1泊 80 円、日帰り 40 円、湯治客は宿泊1泊につき 50 円と、一部軽減した税率を設定して現在に至っています。

入湯税の税収及び入湯客の推移については、合併後初年度となった平成 19 年度は税収額 48,120 千円、入湯客数 355,459 人でしたが、平成 30 年度は、税収額 33,193 千円、入湯客数 240,084 人となり、平成 19 年度と比較すると税収額で 14,927 千円減少(▲31.0%)、入湯客数では 115,375 人減少(▲32.5%)してきています。これは、合併当時は9施設あった鉱泉浴場がその後の廃業等によって現在は5施設まで減ったことや、近年北湯沢温泉の大型宿泊施設に改修、休館が続いたことなどが要因としてあげられます。(参考資料:「※1 本市の入湯税収額と入湯客数の推移」)

また、目的税である入湯税の用途については、合併以来、一部は観光関係のソフト事業にも充てられていますが、そのほとんどは毎年度大滝区の簡易水道事業繰出金に充てられている状況です。(参考資料:「※2 本市における入湯税(一財)の用途状況(過去5ヶ年)」)

3 大滝区観光振興に係る課題への対応(引上げの必要性)

合併後の大滝区の観光入込みは、平成 20 年度の約 104 万人をピークに減少しており、これも入湯客が減少してきた原因と考えられますが、平成 27 年度の約 72 万人を底として徐々に回復し、最近では 75 万人前後と横ばいに推移しています。

現在の大滝区の観光振興は様々な課題を抱えています。今後、観光客の増加を図っていくためにはこれまでと異なる新たな観光需要の掘り起こしが望まれるところであり、過去の大滝区の観光活動の主流であった鑑賞型観光から、体験型・参加型観光への変化を目指し、魅力あるアクティビティの構築など新たな観光事業への投資を行い、観光客の増加に向けた取組みを推進させていきたいところです。

そして、このような取組みを速やかに進めていくためには、安定的な財源確保が必要であり、この度、入湯税の税率を一部引き上げることによって、その増嵩分を大滝区の新たな観光振興に柔軟に対応するための財源として活用するものです。

4 入湯税の税率改定(案)〔伊達市税条例第 143 条関係〕

- (1) 令和2年10月1日から令和12年3月31日までの間、一般入湯客の宿泊1人1泊についての入湯税の税率を現行の150円から300円に引き上げます。
- (2) 上記(1)の税率引上げにあたって、小規模な旅館・民宿等施設*¹については、入湯税の性格の一つである奢侈(しゃし)性が比較的低いことを考慮し、一般の宿泊者1人1泊につき150円に軽減します。(※奢侈:ぜいたくなこと)
- (3) 一般入湯客の日帰り、修学旅行の学生入湯客及び療養のための湯治客についての入湯税の税率は、現行どおりとします。

- *1 小規模な旅館・民宿等施設は、「1泊の宿泊料金等*²が6,000円を超え、かつ当該施設の総客室数が20室を超える施設以外の宿泊施設」とします。
- *2 宿泊料金等は、「一般入湯客が利用施設に支払う宿泊料金に当該宿泊に係る飲食料金及びサービス料を含む金額」とします。ただし、「消費税額、地方消費税額その他の税額に相当する金額を除いた金額」とします。

現 行		改正後 (R2.10.1~R12.3.31 まで)	
入湯客の区分	税率	入湯客の区分	税率
①一般入湯客・宿泊1泊	150円	①一般入湯客・宿泊1泊 (下記②に該当する者を除く。)	300円
		②1泊の宿泊料金等が6,000円を超え、かつ当該施設の総客室数が20室を超える施設以外の宿泊施設における一般入湯客・宿泊1泊	150円
②一般入湯客・日帰り	50円	③現行どおり	
③修学旅行の学生(高校生以上の者)入湯客・宿泊1泊	80円	④現行どおり	
④修学旅行の学生(高校生以上の者)入湯客・宿泊1泊	40円	⑤現行どおり	
⑤療養のため引き続き7日以上(6泊以上)滞在する湯治客・1泊	50円	⑥現行どおり	

5 改定後の入湯税の増収見込額及びその用途

- (1) 入湯税の税率改定により、約30,000千円/年額の増収が見込まれます。
(参考資料:「※3 入湯税の税率改定による増収見込額」)
- (2) 入湯税の税率改定による増収分(新税率300円のうち引上げた150円に相当する分)は、新たに設置する基金に積み立て、宿泊施設が所在する大滝区の観光振興事業の財源として活用されます。

(3) 当該基金を活用する事業は、新たに設置する検討委員会等において、(仮称)大滝区観光振興計画を策定し事業化を進めていく予定です。

(参考資料:「※4 入湯税の税率改定に係る運用イメージ」)

6 施行日

令和2年10月1日(予定)

※本税率改定は、令和2年10月1日から令和12年3月31日までの時限措置とし、伊達市税条例に「入湯税の税率の特例」として附則に定める予定です。

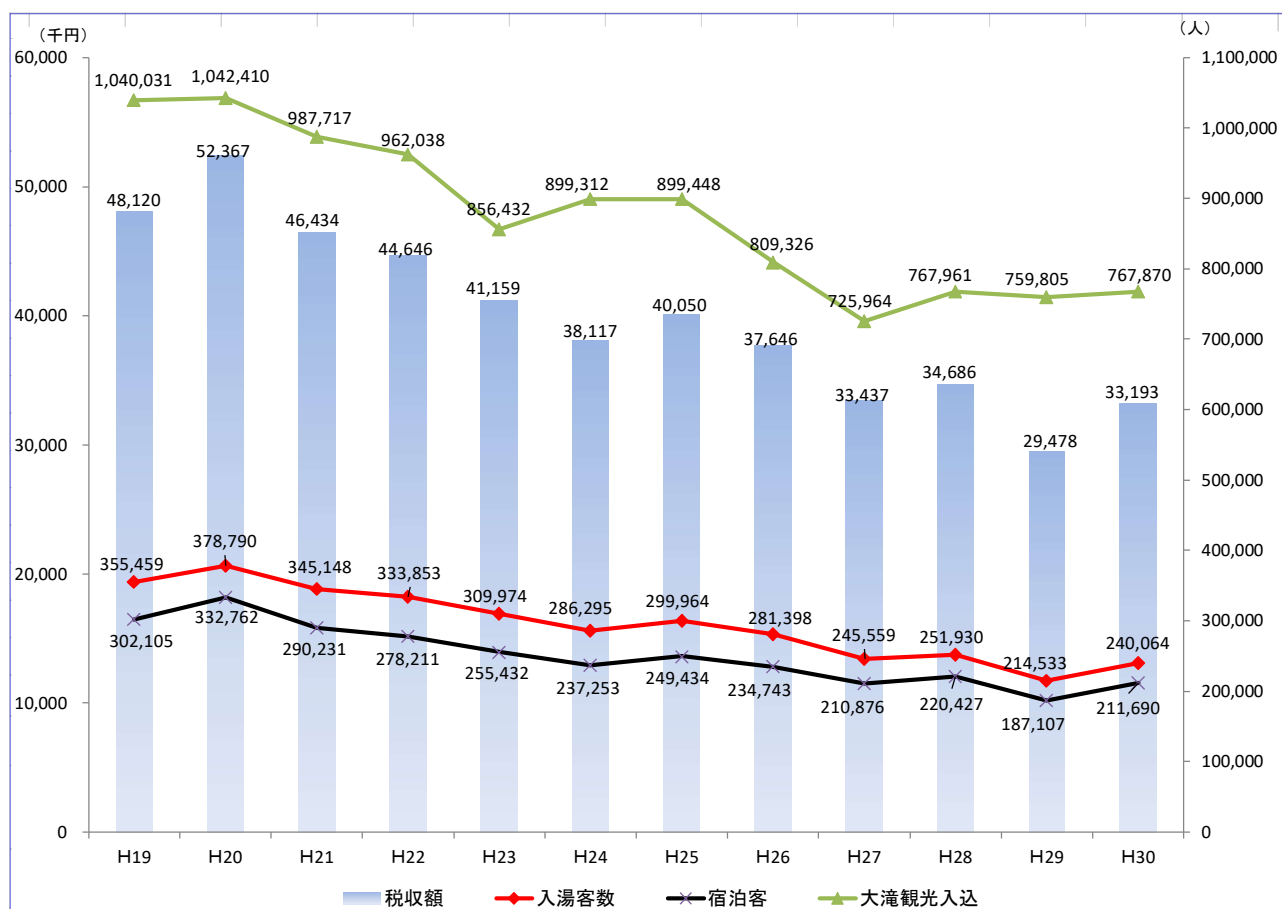
なお、新型コロナウイルス感染症の影響収束が長引くなどした場合は、施行日を延期する可能性があります。

7 今後のスケジュール(予定)

令和2年3月24日～4月22日	市民参加の実施(パブリックコメント)
令和2年6月	第2回市議会定例会(市税条例改正案、基金条例制定案及び補正予算案提出)
令和2年7月～9月	事前周知期間(広報紙、ホームページほか)
令和2年10月1日	改正条例の施行

【参考資料】

※1 本市の入湯税収額と入湯客数の推移



(単位:千円、人)

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
税収額	48,120	52,367	46,434	44,646	41,159	38,117	40,050	37,646	33,437	34,686	29,478	33,193
入湯客数	355,459	378,790	345,148	333,853	309,974	286,295	299,964	281,398	245,559	251,930	214,533	240,064
うち宿泊客	302,105	332,762	290,231	278,211	255,432	237,253	249,434	234,743	210,876	220,427	187,107	211,690
施設数	9	9	8	7	7	7	7	7	7	5	5	5
大滝区 観光入込数	1,040,031	1,042,410	987,717	962,038	856,432	899,312	899,448	809,326	725,964	767,961	759,805	767,870

※2 本市における入湯税(一財)の用途状況(過去5ヶ年)

(単位:千円)

区分	充当事業	H26	H27	H28	H29	H30
環境衛生 施設の整備	●簡易水道事業繰出金	37,646	33,437	32,299	28,452	32,570
観光振興 (ソフト)	●大滝ノルディックコース連絡協 議会補助金	—	—	567	776	445
	●大滝キャンプフェスタ補助金	—	—	250	250	178
	●大滝スポーツ合宿等誘致事業 補助金	—	—	1,570	—	—
合計		37,646	33,437	34,686	29,478	33,193

※3 入湯税の税率改定による増収見込額

- ・一般入湯客の宿泊1人1泊の税率 150円引き上げた場合
- ・平成30年度入湯税の実績から試算

施設	平成30年度実績		1年間の増収見込額 (@150円増)
	一般入湯客 宿泊 @150	入湯税収額	
大手ホテル 3施設	210,593人	31,588,950円	31,588,950円
小規模旅館等 2施設	1,097人	164,550円	
合計	211,690人	31,753,500円	

※4 入湯税の税率改定に係る運用イメージ

- (1) 引上げ分を新たな観光振興事業だけに充てるための基金を新設する。
- (2) 基金化することで、何にいくら使ったかを明確化にする。

◆運用イメージ

